

## 消防法施行規則の一部を改正する省令について

令和元年12月  
予防課行政係

## 【概要】

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）において、次の各資格の資格喪失要件の一つに、「成年被後見人又は被保佐人となつたとき。」と規定しているところ、当該規定を「精神の機能の障害により●●資格者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなくなったことが判明したとき。」に改めるとともに、その他所要の規定の整備を行うもの。

(資格名)	(資格喪失要件規定)
防火対象物点検資格者	規則第4条の2の4第5項第1号
消防設備点検資格者	規則第31条の6第7項第1号
防災管理点検資格者	規則第51条の12第4項第1号

## 【背景】

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、内閣府に設置された成年後見制度利用促進委員会がとりまとめた「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」（平成29年12月1日成年後見制度利用促進委員会）において、「各府省においては、政省令や通知などに基づき、成年被後見人等の権利に係る制限を設けている制度についても、今回の一括整備法案による見直しを踏まえ、可及的速やかに見直しを行うべきである。」とされているところ。

今般、当該「一括整備法案」にあたる成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。以下「一括整備法」という。）が令和元年6月7日に成立し、同月14日に公布されたことから、当課所管の資格の喪失要件の一つとして「成年被後見人又は被保佐人となつたとき。」と定めている規定の見直しを行う必要がある。

## 【施行期日】

この省令は、令和元年12月14日から施行する。

○総務省令第六十三号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条の二の二第一項、第十七条の三の三及び第三十六條第一項の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十三日

総務大臣 高市 早苗

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(防火対象物の点検及び報告)

第四条の二の四 [略]

2 法第八条の二の二第一項の防火対象物の管理について権原を有する者は、前項の規定により点検を行った結果を防火管理維持台帳(次の各号に掲げるものを編冊したものをいう。)に記録するとともに、これを保存しなければならない。  
[一〇十 略]

[3 略]

4 法第八条の二の二第一項に規定する防火対象物点検資格者(以下「防火対象物点検資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者で、防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、法人で総務大臣が登録するもの(以下この条及び次条において「登録講習機関」という。)の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類(次項及び次条第二項において「免状」という。)の交付を受けている者とする。  
[一〇十五 略]

5 防火対象物点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。  
一 精神の機能の障害により防火対象物点検資格者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなくなったことが判明したとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

[三 略]

四 防火対象物の火災予防上必要な事項等の点検を適正に行つていないことが判明したとき。

五 資格、実務の経験等を偽つたことが判明したとき。

六 消防庁長官が定める期間ごとに登録講習機関の講習を修了し、当該登録講習機関が発行する免状の交付を受けなかったとき。

(消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告)

第三十一条の六 [略]

[2 略]

3 防火対象物の関係者は、前二項の規定により点検を行った結果を、維持台帳(第三十一条の三第一項及び第三十三条の十八の届出に係る書類の写し、第三十一条の三第四項の検査済証、次項の報告書の写し、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覽表その他消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持管理に必要な書類を編冊したものをいう。)に記録するとともに、次の各号に掲げる防火対象物の区分に従い、当該各号に定める期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあつては、第三十一条の三の二第六号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告

(防火対象物の点検及び報告)

第四条の二の四 [同上]

2 法第八条の二の二第一項の防火対象物の管理について権原を有する者は、前項の規定により点検を行った結果を防火管理維持台帳(次の各号に掲げるものを編冊したものをいう。)に記録するとともに、これを保存しなければならない。  
[一〇十 同上]

[3 同上]

4 法第八条の二の二第一項に規定する防火対象物点検資格者(以下「防火対象物点検資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者で、防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、法人で総務大臣が登録するもの(以下この条及び次条において「登録講習機関」という。)の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類(次項及び次条第二項において「免状」という。)の交付を受けている者とする。  
[一〇十五 同上]

5 防火対象物点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。  
一 成年被後見人又は被保佐人となつたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

[三 同上]

四 防火対象物の火災予防上必要な事項等の点検を適正に行つていないことが判明したとき。

五 資格、実務の経験等を偽つたことが判明したとき。

六 消防庁長官が定める期間ごとに登録講習機関の講習を修了し、当該登録講習機関が発行する免状の交付を受けなかったとき。

(消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告)

第三十一条の六 [同上]

[2 同上]

3 防火対象物の関係者は、前二項の規定により点検を行った結果を、維持台帳(第三十一条の三第一項及び第三十三条の十八の届出に係る書類の写し、第三十一条の三第四項の検査済証、次項の報告書の写し、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覽表その他消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持管理に必要な書類を編冊したものをいう。)に記録するとともに、次の各号に掲げる防火対象物の区分に従い、当該各号に定める期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあつては、第三十一条の三の二第六号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告

するものとする。

〔一・二 略〕

〔4・5 略〕

6 法第十七条の三の三に規定する総務省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、消防庁長官の登録を受けた法人（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第二項において「免状」という。）の交付を受けている者（次項及び次条第二項において「消防設備点検資格者」という。）とする。

〔一〇十 略〕

7 消防設備点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

一 精神の機能の障害により消防設備点検資格者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなくなつたことが判明したとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

〔三 略〕

四 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検を適正に行つていないことが判明したとき。

五 資格、学歴、実務の経験等を偽つたことが判明したとき。

六 消防庁長官が定める期間ごとに登録講習機関の講習を修了し、当該登録講習機関が発行する免状の交付を受けなかつたとき。

（防災管理点検及び報告）

第五十一条の十二 法第三十六条第一項の建築物その他の工作物の管理について権原を有する者は、同項において準用する法第八条の二の二第一項の規定により点検を行つた結果を防災管理維持台帳（次に掲げるものを編冊したものをいう。）に記録するとともに、これを保存しなければならない。

〔一〇七 略〕

〔2 略〕

3 法第三十六条第一項において読み替えて準用する法第八条の二の二第一項に規定する防災管理点検資格者（以下「防災管理点検資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、防災管理対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、法人で総務大臣が登録するもの（以下この条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する防災管理対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項第六号において「免状」という。）の交付を受けている者とする。

〔一〇七 略〕

4 防災管理点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

するものとする。

〔一・二 同上〕

〔4・5 同上〕

6 法第十七条の三の三に規定する総務省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、消防庁長官の登録を受けた法人（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第二項において「免状」という。）の交付を受けている者（次項及び次条第二項において「消防設備点検資格者」という。）とする。

〔一〇十 同上〕

7 消防設備点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

一 成年被後見人又は被保佐人となつたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

〔三 同上〕

四 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検を適正に行つていないことが判明したとき。

五 資格、学歴、実務の経験等を偽つたことが判明したとき。

六 消防庁長官が定める期間ごとに登録講習機関の講習を修了し、当該登録講習機関が発行する免状の交付を受けなかつたとき。

（防災管理点検及び報告）

第五十一条の十二 法第三十六条第一項の建築物その他の工作物の管理について権原を有する者は、同項において準用する法第八条の二の二第一項の規定により点検を行つた結果を防災管理維持台帳（次に掲げるものを編冊したものをいう。）に記録するとともに、これを保存しなければならない。

〔一〇七 同上〕

〔2 同上〕

3 法第三十六条第一項において読み替えて準用する法第八条の二の二第一項に規定する防災管理点検資格者（以下「防災管理点検資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、防災管理対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、法人で総務大臣が登録するもの（以下この条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する防災管理対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項第六号において「免状」という。）の交付を受けている者とする。

〔一〇七 同上〕

4 防災管理点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

<p>る。</p> <p>一 精神の機能の障害により防災管理点検資格者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなくなったことが判明したとき。</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>〔三 略〕</p> <p>四 建築物その他の工作物の防災管理上必要な事項等の点検を適正に行つていないことが判明したとき。</p> <p>五 資格、実務の経験等を偽つたことが判明したとき。</p> <p>六 消防庁長官が定める期間ごとに登録講習機関の講習を修了し、当該登録講習機関が発行する免状の交付を受けなかつたとき。</p>	<p>る。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人となつたとき。</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>〔三 同上〕</p> <p>四 建築物その他の工作物の防災管理上必要な事項等の点検を適正に行つていないことが判明したとき。</p> <p>五 資格、実務の経験等を偽つたことが判明したとき。</p> <p>六 消防庁長官が定める期間ごとに登録講習機関の講習を修了し、当該登録講習機関が発行する免状の交付を受けなかつたとき。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、令和元年十二月十四日から施行する。